

様式第1号

2024年 6月 7日

和歌山県知事 岸本周平 様

〔設置者の名称〕 和歌山県美容連合協同組合

〔代表者の役職〕 代表理事 〔代表者の氏名〕 山下 陽實

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	和歌山高等美容専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	和歌山県和歌山市小人町3-2
学長又は校長の氏名	校長 亀井 都紀子
設置者の名称	和歌山県美容連合協同組合
設置者の主たる事務所の所在地	和歌山県和歌山市小人町3-2
設置者の代表者の氏名	代表理事 山下 陽實
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.wbac.ac.jp

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。

更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	代表理事 山下陽實	073-422-5257	biyoyamashita@wbac.ac.jp
第2号の1	井伊弘子	〃	biyouscl@naxnet.or.jp
第2号の2	校長 亀井都紀子	〃	〃
第2号の3	校長 亀井都紀子	〃	〃
第2号の4	藤原大岳	〃	〃

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	和歌山高等美容専門学校
設置者名	和歌山県美容連合協同組合

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	美容科	昼	2010 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.wbac.ac.jp/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	和歌山高等美容専門学校
設置者名	和歌山県美容連合協同組合

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	教育活動及び運営の状況についての自己評価の結果を踏まえ、評価を行う。 主な評価内容は、 ①教育理念 ②学校運営 ③教育活動 ④学習成果 ⑤学生支援 ⑥教育環境 ⑦生徒募集 ⑧財務 ⑨法令等の遵守 ⑩社会貢献・地域貢献 とし、委員は現状を把握し、課題と問題点について論議し評価した内容を学校長に報告する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
現職 美容関係 代表取締役社長	2023年4月1日～2027 年3月31日（4年間）	ブライダル・着付等の美容関係
現職 医療関係 代表取締役社長	2023年4月1日～2027 年3月31日（4年間）	訪問美容に対する対応
現職 美容関係 美容室オーナー	2023年4月1日～2027 年3月31日（4年間）	一般美容室でサロンワークに 関する対応
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	和歌山高等美容専門学校
設置者名	和歌山県美容連合協同組合

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び考える力を育めるよう、創意工夫を生かした授業計画を立てる。 ・学習する科目の授業方法、学習の目的、達成目標、評価方法をシラバスに記載する。 ・評価の方法としては、出席状況、授業態度、提出物、小テスト、学期末テスト、補習等をもって評価する。 <p>学生の負担荷重にならないよう、一般教養と専門教育のバランスを配慮し、2年間でゆとりをもった進行計画を立てて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表に時期は新年度開始の月とする。 	
授業計画書の公表方法	https://wbac.sub.jp/home/pdf/shirabasu.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の学習成果は、あらかじめシラバス等で提示している成績評価の基準に基づき評価する。 ・学習意欲の把握については成績評価の結果だけでなく、日頃の学習態度やボランティア活動及び積極的なイベント参加も考慮し、担任教員の主観だけではなく、他教員等による客観的な評価も加味する。 ・履修の認定において各項目で不足が生じる科目がある場合は、補習をもってこれを補うことができることとする。 	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席状況、授業態度、提出物等で日頃の評価を行い、学期末毎に行う試験の結果を成績表として作成し、本人・保護者に郵送する。 ・履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。 ・客観的な指標として算出した点数を5段階評価にし、その評価をもとに成績の分布状況を把握し、適切な指導にあたる。 	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://wbac.sub.jp/home/pdf/sotsugyouinintei/pdf
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業認定は次の掲げるすべての事項に該当する者において行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1、出席すべき日数、各教科の出席すべき時間数に不足がないこと 2、学期末に行う定期テストの成績が合格点に達していること 3、授業料等の納入を怠っていないこと ・学習成果、習得すべき技術の評価等を含め、進級・卒業認定会議において判定し、適切に進級・卒業認定をする。 ・卒業を認定した者においては、卒業証書とともに専門士の称号を授与する。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://wbac.sub.jp/home/pdf/sotugyouinintei/pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	和歌山高等美容専門学校
設置者名	和歌山県美容連合協同組合

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務所に備付で、申請があれば閲覧・公表
収支計算書又は損益計算書	〃
財産目録	〃
事業報告書	〃
監事による監査報告（書）	〃

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		専門課程	美容科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2010 単位時間/単位	単位時間 510/単位	単位時間 /単位	単位時間 900/単位	単位時間 /単位	単位時間 600/単位
			2010 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
70人		43人	人	3人	5人	8人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び考える力を育めるよう、創意工夫を生かした授業計画を立てる。 ・学習する科目の授業方法、学習の目的、達成目標、評価方法をシラバスに記載する。 ・評価の方法としては、出席状況、授業態度、提出物、小テスト、学期末テスト、補習等をもって評価する。 <p>学生の負担荷重にならないよう、一般教養と専門教育のバランスを配慮し、2年間でゆとりをもった進行計画を立てて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表に時期は新年度開始の月とする。
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席状況、授業態度、提出物等で日頃の評価を行い、学期末毎に行う試験の結果を成績表として作成し、本人・保護者に郵送する。 ・履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。 ・客観的な指標として算出した点数を5段階評価にし、その評価をもとに成績の分布状況を把握し、適切な指導にあたる。

卒業・進級の認定基準
(概要) <ul style="list-style-type: none"> 卒業認定は次の掲げるすべての事項に該当する者において行う。 <ol style="list-style-type: none"> 出席すべき日数、各教科の出席すべき時間数に不足がないこと 学期末に行う定期テストの成績が合格点に達していること 授業料等の納入を怠っていないこと 学習成果、習得すべき技術の評価等を含め、進級・卒業認定会議において判定し、適切に進級・卒業認定をする。 卒業を認定した者においては、卒業証書とともに専門士の称号を授与する。
学修支援等
(概要) 単位不足、出席日数不足で履修認定及び進級・卒業認定ができなかった者については、補習をもってこれを補うことができるとし、認定できる状態になるまで学習支援を続ける。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
20人 (80%)	人 (%)	17人 (85%)	3人 (15%)
(主な就職、業界等) 美容室、アイサロン			
(就職指導内容) 個人面談、就職のための面接指導、サロン見学、サロン実習			
(主な学修成果(資格・検定等)) 美容師国家試験受験資格、美容師免許、化粧品検定、ネイル検定			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
43人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	100, 000 円	648, 000 円	250, 000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「学校自己評価」 事務所に備付で、申請があれば閲覧・公表		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>学校関係者評価委員会の規程は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は、卒業生・業界関係者・他業種企業・その他より学校長が選出した3名とし、任期は4年間、任期終了後の再任は可とする。 ・委員会実施の時期は委員長が定める。 ・主な評価内容は、①教育理念②学校運営③教育活動④学習成果⑤学生支援⑥教育環境⑦学生募集⑧財務⑨法令等の遵守⑩社会貢献・地域貢献とし、委員は現状を把握し、課題と問題点について論議し評価した内容を学校長に報告する。 <p>結果の公表及び活用方法については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価を受けた内容については報告書をもとに全職員で共有し、共通理解を図り、意見交換を行い改善に向けて取り組む。 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
現職 美容関係 代表取締役	2023年4月1日～ 2027年3月31日 (4年間)	ブライダル、着付け等の 美容関係
現職 医療関係 代表取締役	2023年4月1日～ 2027年3月31日 (4年間)	訪問美容等
現職 美容関係 美容室オーナー	2023年4月1日～ 2027年3月31日 (4年間)	一般美容室 サロンワーク
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「学校関係者評価」 事務所に備付で、申請があれば閲覧・公表		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.wbac.jp/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H130310000170
学校名 (〇〇大学 等)	和歌山高等美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	和歌山県美容連合協同組合

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		11人	12人	12人
内訳	第Ⅰ区分	8人	11人	
	第Ⅱ区分	2人	1人	
	第Ⅲ区分	1人	人	
	第Ⅳ区分	人	人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				12人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。